

1. 巻頭寄稿文: COP15に参加して

(吉田 文和:学会副会長、北海道大学)

昨年12月にコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)は、具体的な成果をほとんど上げられないままに終わった。本稿では、その背景に横たわる問題を私なりに分析し、COP15に参加して実際に見聞した内容をお伝えしたい。

まず、今回の参加者が4万人以上に及び、会場の収容能力をはるかに超える事態となり、とくに会議後半の参加者は長時間、氷点下近くの寒空で入場を待たされた。これだけ多くの参加者になったのは、今回の主要テーマである2013年以降のポスト京都議定書が、21世紀の今後の世界と各国の経済発展のあり方を決める枠組みとなるからである。関係する範囲と分野は広く、環境に止まらず、経済、消費、技術、金融、援助など多岐にわたる。

1997年の京都議定書から10年以上たって、この間、アメリカの相対的地位低下と京都議定書離脱がある一方で、BRICs、とりわけ中国が「世界の工場」のゆえにCO₂の最大排出国になった。他方で、途上国の状況は多様化し、温暖化の悪影響を直接受ける島嶼国やバングラディッシュなどは、温暖化への「適応」資金と技術援助が緊要となっている。

地球温暖化をめぐる知見は、一部不確実な部分が残るものの、2007年のIPCC第4次報告書が明らかにしたように、温暖化の主な原因は人間活動による化石燃料の消費にあり、2℃以内に温度上昇を抑えるためには、2050年ころまでにCO₂の排出を半減させる必要があるという共通の認識である。地球が長期

目次

1. 巻頭寄稿文: COP15に参加して
2. 学会賞公募のお知らせ
3. 研究短信
 - (1) 上智大学・環境と貿易センターの活動報告
 - (2) 国際シンポジウム報告 国立環境研究所地球環境研究センター・上智大学環境と貿易センター共催「気候変動に関する国際枠組み—主要国によるCOP15の評価」
4. お知らせ

的には氷河期に向かっているという説は、1万年単位であるのに対して、いま問題となっているのは100年単位の温暖化である。さらに重要なことは、地球温暖化と気候変動が、生物多様性の急速な破壊とともに進行していることである。

そこで2013年以降の温暖化対策の枠組みを決めるべくCOP15が開催されたが、開催前から法的合意はあきらめられ、政治合意が目指された。それほど、この問題は各国の利害が複雑に入り組み、合意が困難なものとなった。さながら、沈没しかけた舟を立ち直らせるために、船荷を減らして捨てなければならないのに、誰の船荷を減らすかもめている間に、船底に近い人々はすでに荒波をあびる被害を受け始めているといった状況である。

とくに、中国とアメリカが世界のCO₂排出の約半分を占めながら、この2カ国が条約上の削減義務を負っていないという事態が問題を深刻にしている。アメリカはオバマ大統領の選挙政策では、温暖化対策に積極的な姿勢を示して、「2050年80%削減」「キ

「トップアンドトレード」の実施を目指しているものの、国内の諸困難を抱え、地球温暖化対策法案はまだ審議中である。アメリカの大量生産、大量消費、大量廃棄と自動車依存の生活スタイルの根本的変革なしには、温暖化対策はありえない。この点では、COP15のサイドイベントで、ホルドレン大統領科学技術顧問は、アメリカのCO₂の排出構造の分析と省エネと再生可能エネルギー利用の展望を打ち出していたのは注目されるし、EUETSとアメリカの排出量取引制度の連携をすすめる討論会も開催されていた。

世界最大のCO₂排出国となった中国からは約2000人が参加し、温家宝首相自ら陣頭指揮し、GDP比40-50%削減の自主目標以外の削減公約を行わないことを最大の政治目標とした。しかし、中国は温暖化による被害を受ける最大の国の1つであり、砂漠化や断流など、すでに気候変動が原因と見られる被害が起きている。しかも中国のCO₂排出の約1/4から1/3が貿易関係に起因し、いまや中国はドイツを抜いて世界最大の輸出国となっている。したがって、中国自身、国際関係と協力なしで温暖化問題を解決することは不可能である。ところが、中国がCO₂排出の絶対的削減を公約できない理由として、温首相は、中国が未だに1億人以上が貧困層を抱える途上国であることを強調したのは不可解である。

中国が開催したサイドイベントで、ドイツのポツダム気候変動研究所の研究者が、中国自身のピークアウト（温度上昇のピーク）時期が遅れば、中国自身の被害が大きくなり、対策費用の膨大になることを示し、説得していたが、中国側は資金と技術がないというばかりであった。確かに、温暖化の責任は先進国の歴史的責任が大きく、中国のそれとは同列に論じられない。しかし、現時点においても、すでに中国人一人当たり3.8トンのCO₂排出量は、2050年CO₂半減時の世界平均値（2-3トン）を超えている。中国自身がCO₂の絶対的削減に舵を切り、そのための目標と手段を明らかにし、国際協力の道を取ることは、中国自身のためにも、「尊敬される中国」になるためにも必要不可欠である。

COP15と並行して、デンマークで開催された「エネルギー・ツアー」は、風力・波力・バイオマスなどの再生可能エネルギーの実際を示し、大変参考になった。ドイツが先進を切る再生可能エネルギーのモデルは、実はデンマークにあり、日本との違いが1970年代の石油危機への対応の基本戦略にあることが分かる。デンマークは、石油に頼らず、ロシアにも頼らず、エネルギー自給率を上げるために、風力とバイオマスをはじめ再生可能エネルギーの開発と利用に注力し、2基あった原発も廃止し、まさに「背水の陣」の結果が30年を経て実を結んだのである。その基盤は、かつて南部2州をドイツに割譲した後、ユットランド半島の植林と開発を行ってきたデンマークの長期戦略と農民のレベルの高さであり、風力発電も農民組合所有のものが多い。

ドイツも新政権で環境大臣となったロットゲン博士が、サイドイベントで、2020年40%削減の基本目標は変わらず、その手段も明確であり、原発の段階的縮小のスピードを緩めることはあっても、増設はありえないことを表明していた。EU全体は、ポスト京都議定書の戦略の見直しを迫られることになったものの、30%削減目標は維持し、サイドイベントでも、「気候変動の経済学」などのテーマで、大学や研究機関の共同研究を積極的に援助する姿勢は明確であった。

いずれにしても、COP16を目指して、国内外で、ポスト京都議定書の枠組み作りが今年いっぱい続くなかで、当面25%削減をどう達成するかという短期的視点を超えて、21世紀全体の長期的ビジョンが問われているのである。

2. 環境経済・政策学会 学会賞候補者の公募について (新澤 秀則：常務理事、兵庫県立大学)

環境経済・政策学会 学会賞規約にもとづき、下記の要領で学会賞候補者を公募します。会員の皆様におかれましては、推薦をよろしく願います。なお、資格や応募方法に関して規約を改定しましたのでご確認ください。

2009年8月26日改正

2010年1月1日改正

1 学会賞の対象と資格

学術賞：環境経済・政策分野の優れた論文あるいは著書に対する賞。平成19年1月1日から平成21年12月31日までに出版されたものを対象とする。

特別賞：環境経済・政策分野に顕著な貢献のあった者に対する賞。

奨励賞：応募締め切り時に40歳以下の研究者による、環境経済・政策分野の優れた論文に対する賞。共著の場合、全員が40歳以下でなければならない。平成19年1月1日から平成21年12月31日までに出版されたものを対象とする。学会賞受賞者は対象としない。

学術賞と特別賞の候補者は、原則として、本学会会員でなければなりません。特別賞の候補者は、本学会会員でなければなりません。

2 応募方法

応募は他薦とします。推薦者は本学会の会員でなければなりません。

同封の、あるいは学会ウェブサイトに掲示する指定の推薦書に所定事項を記入し、当該論文または著書とともに、学会賞選考委員会事務局まで送付してください。推薦書は、電子メールの添付ファイルとしてもお送りください。論文または著書は、2部送付してください。論文は、可能ならpdfファイルも提出してください。

応募締め切り 平成22年3月31日（必着）

なお、学術賞と奨励賞に関して、本学会が発行する雑誌『環境経済・政策研究』および *Environmental Economics and Policy Studies* に掲載された論文は、推薦がなくても選考対象となるので、応募の必要はありません。

3 問い合わせと送付先

環境経済・政策学会 学会賞選考委員会事務局
新澤秀則
兵庫県立大学経済学部
651-2197 神戸市西区学園西町8-2-1
Tel&Fax 078-794-5981
Email niizawa@econ.u-hyogo.ac.jp
環境経済・政策学会 学会賞規約

（目的）

第1条 環境経済・政策学会の会則第2条に定める目的達成を促進するために、学術賞、特別賞、奨励賞を設ける。

（対象）

第2条 本賞は、原則として本学会会員による環境経済・政策分野の優れた業績、あるいは本学会に顕著な貢献があった会員に授与する。

（賞）

第3条 受賞一件に対し、賞状および副賞として金一封を贈呈する。

2 学術賞は、優れた論文あるいは著書に対する賞である。毎年2件以内とする。

3 特別賞は、本学会に顕著な貢献のあった会員に対する賞である。

4 奨励賞は、応募締め切り時に40歳以下の研究者による、優れた論文あるいは著書に対する賞である。共著の場合、全員が40歳以下でなければならない。毎年5件以内とする。学術賞受賞者は対象としない。

5 学術賞と奨励賞は、共著の場合、共著者全員に賞状を授与する。

（応募）

第4条 応募は他薦とする。推薦者は本学会の会員でなければならない。

ただし、学術賞と奨励賞に関して、本学会が発行する雑誌『環境経済・政策研究』および *Environmental Economics and Policy Studies* に掲載された論文は、推薦がなくても選考対象とする。

（対象期間）

第5条 学術賞と奨励賞については、12月末までの過去3年間に出版された論文と著書を選考対象とする。特別賞については、期間の限定は行わない。

（学会賞等選考委員会）

第6条 受賞者の選考のために、学会賞選考委員会をおく。

2 選考委員は、毎年会長が委嘱する。委員長は会長

または会長の指名とする。

3 委員会に事務局をおく。

4 選考委員会委員は、自らが被推薦者、または推薦者となっている案件の選考に従事することはできない。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者の決定は学会賞選考委員会が行う。

(受賞者の表彰)

第8条 受賞者の表彰は、毎年大会時、会長が行う。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

付則

この規約は平成21年6月1日から施行する。

4. 【研究短信】(会員からの投稿スペースです。ここで記載された内容は、あくまで個人会員の発信の場であり、学会として承認されたものではないとご理解ください)

(1) 上智大学・環境と貿易研究センターの活動報告(有村 俊秀：理事、上智大学・環境と貿易センター長)

弊センターは、上智大学内に昨年4月に設立されました。これまで、温暖化対策の国内排出量取引制度が、国際競争力や炭素リーケージへ与える影響について分析してきました。今年度の活動について簡単に紹介します。

昨年8月には、炭素リーケージ対策としての国境調整策に関してワークショップを開催し、WTOとの整合性について議論しました。

11月には、応用一般均衡分析に関するワークショップを開催しました。そこでは、日、米、韓の参加国から、応用一般均衡分析に関する専門家を招聘し、環境と貿易に関する研究報告をしていただきました。

また、1月には、COP15に関する国際シンポジウムを、国立環境研究所と共催しました。

2月には、米国ワシントンで、Resources for the Future、米国環境保護庁と共催で“Domestic Carbon Policies, Competitiveness, and Emissions Leakage: An International Perspective”と題したワ

ークショップを共催します。弊センターは、国際競争力に配慮した排出枠の配分方法を行うことにより、日本経済に与える影響がどう変わるかを報告します。

これまでの研究成果については、今年度中に、ディスカッションペーパーとしてホームページで紹介する予定です。また、来年度は、国境調整について、法学、経済学的に研究していく予定です。ワークショップの案内も学会、ホームページを通じて行う予定です。

(2) 国立環境研究所地球環境研究センター・上智大学 環境と貿易研究センター共催国際シンポジウム「気候変動に関する国際枠組み—主要国によるCOP15の評価」(亀山 康子：理事、国立環境研究所)

去る2010年1月19日、都内にて、上記国際シンポジウムを共催しました。現在、国立環境研究所を代表として、「気候変動の国際枠組み交渉に対する主要国の政策決定に関する研究」(環境省地球環境研究総合推進費による)を実施中ですが、この研究のフレームワークを元に、プログラムが組まれました。米国、欧州、ロシア、中国、インドという主要国のそれぞれの国内の気候変動に関する意思決定過程を研究し、比較するものです。Richard Morgenstern (米国 Resources for the Future (RFF))、(Lidia Wojtal, ポーランド政府)、Yulia Dobrolyubova、ロシア地域環境センター)、庄貴陽 (中国社会科学アカデミー)、Moekti H.Soejachmoen (インドネシアペラング) それぞれの国内政策決定過程および COP15の評価について講演がありました。その後、多くの時間がフロアとの質疑応答に割られました。フロアからは多数の質問があり、実のある情報交換となりました。(概要は www.iam.nies.go.jp/climatepolicy/)

++++
皆様の投稿をお待ちしています!

環境経済・政策学会ニュースレター 投稿規程 (簡易版。詳しくは学会HPへ)

1. 【投稿資格】 環境経済・政策学会員に限りません。

2. 【投稿記事の種類】 (1) 提言、(2) 研究短信、(3) 要望 の3種類です。

3. 【記事の長さ・書式等】 1つの記事は、原則として 1500字以内とします。

4. 【記事の送付】 下記の編集委員会宛に、電子メールでの添付ファイルとして送付してください。

問い合わせ及び記事の送付先：

〒305-8506 つくば市小野川 16-2 独立行政法人
国立環境研究所 地球環境研究センター

主任研究員 亀山康子 e-mail:ykame@nies.go.jp

+++++

編集後記

今回でニュースレターは4回目になりました。亀山編集長のもと、ここまで無事に(?) ニュースレターが発行できたことを嬉しく思います。

今後はもう少し、学会員からの投稿が増えてほしいように思います。ニュースレターをお読みになっている学会員の方は是非、ご自分の研究情報などを学会員と共有する媒体として、ニュースレターをご利用ください。また、他の学会員の方にもニュースレターを宣伝して下さるようお願いいたします。(T.A.)

編集

環境経済・政策学会ニュースレター編集委員会

亀山 康子 (編集委員長)

鷺田 豊明

有村 俊秀

栗山 浩一

発行

環境経済・政策学会

(Society for Environmental Economics and Policy Studies)

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 194-502

学協会サポートセンター内 環境経済・政策学会事務局宛

電話：045-671-1525 ファックス：045-671-1935

Eメール：scs@gakkyokai.jp

URL：<http://www.seeps.org>